

直接的必要経費一覧表

・○は、直接的必要経費として認められる経費です
 ⇒原則として裏付けとなる資料の添付は求めませんが、必要に応じて資料提出を依頼する場合があります

・△は、備考欄の条件を満たした場合に、直接的必要経費として認められる経費です
 ⇒備考欄の条件を満たす場合は、明確な資料を添付してください

・×は、直接的必要経費として認められない経費です

※収支内訳書等の経費欄の項目に無い「経費」については、「雑費」と同様に取り扱います

科目	認定可否	備考
売上原価	○	
給料賃金	×	従業員に対し賃金を支払う能力があると考えられるため認められません (健康保険制度の趣旨から被扶養者として認められません)
外注工賃	○	
減価償却費	×	
賃倒金	×	
地代家賃	△	自宅住所と事業所の所在地が別の住所の場合は認められますが、同一の場合は自宅負担分と事業所負担分を明確に判断できる書類を添付した場合に限り経費として認められます
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道高熱費	△	自宅住所と事業所の所在地が別の住所の場合は認められますが、同一の場合は自宅負担分と事業所負担分を明確に判断できる書類を添付した場合に限り経費として認められます
旅費交通費	○	
通信費	△	自宅住所と事業所の所在地が別の住所の場合は認められますが、同一の場合は自宅負担分と事業所負担分を明確に判断できる書類を添付した場合に限り経費として認められます
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	○	
消耗品費	○	
福利厚生費	×	
雑費	×	

●こんなことにご注意ください

認定基準内の収入であることを示す確定申告書等を提出できない場合は、健保で認定可否を判断できません。

また、毎年扶養条件を満たしているか調査を実施しますので、売上が少額であっても確定申告を行っていただきますようお願いいたします。